

宮崎県二級水系 西都・児湯地区流域治水協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 本協議会は、「西都・児湯地区流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、西都・児湯地区内の一ツ瀬川流域など二級水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、以下の5水系の流域を対象とする。
一ツ瀬川水系、心見川水系、都農川水系、名貫川水系、平田川水系

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1のとおり構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2のとおり構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
1) 流域で行う流域治水の全体像を共有・検討する。
2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公開)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。

2 事務局は西都土木事務所、高鍋土木事務所に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年2月4日から施行する。

附 則

規約第4条（協議会の構成）及び第5条（幹事会）を改める。

この規約は、令和3年8月6日から施行する。

附 則

規約第1（設置）、第2条（目的）、第3条（協議会の対象流域）、第4条（協議会の構成）及び第5条（幹事会）を改める。

この規約は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

規約第4条（協議会の構成）及び第5条（幹事会）を改める。

この規約は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

規約第5条（幹事会）を改める。

この規約は、令和6年5月30日から施行する。

附 則

規約第5条（幹事会）を改める。

この規約は、令和8年5月29日から施行する。

宮崎県二級水系 西都・児湯地区流域治水協議会 構成

機関・所属	委員	備考
宮崎県 県土整備部 河川課	河川課長	
都市計画課	都市計画課長	
砂防課	砂防課長	
西都土木事務所	所長	
高鍋土木事務所	所長	
宮崎県 総務部 危機管理局	危機管理局長	
宮崎県 農政水産部・環境森林部 児湯農林振興局	局長	
宮崎県 企業局	施設保全課長	
宮崎市	市長	
西都市	市長	
新富町	町長	
都農町	町長	
川南町	町長	
西米良村	村長	
九州森林管理局 西都児湯森林管理署	署長	
森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所	所長	
九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所		オブザーバー
九州電力(株)宮崎水力センター		〃
宮崎県 県土整備部 建築住宅課		〃
宮崎県 環境森林部 自然環境課		〃
森林経営課		〃
宮崎県 農政水産部 農村計画課		〃
農村整備課		〃

宮崎県二級水系 西都・児湯地区流域治水協議会 幹事会構成

機関・所属	委員	備考
宮崎県 県土整備部 河川課	河川課長補佐	
都市計画課	都市計画課長補佐	
砂防課	砂防課長補佐	
西都土木事務所	河川砂防課長	
高鍋土木事務所	工務課長	
宮崎県 総務部 危機管理局	危機管理課長補佐	
宮崎県 農政水産部 児湯農林振興局	農村計画課長 農村整備課長 林務課長 森林土木課長	
宮崎県 企業局	施設保全課長補佐	
宮崎市	危機管理課長 森林水産課長 農村整備課長 土木課長 都市計画課長 下水道整備課長 佐土原総合支所 農林建設課長	
西都市	危機管理課長 建設課長 建築住宅課長 農林課長 上下水道課長	
新富町	総務課長 産業振興課長 農地管理課長 都市建設課長	
都農町	総務課長 建設課長	
川南町	総務課長 建設課長	
西米良村	総務課長 むら創生課長 農林振興課長 建設課長	
九州森林管理局 西都児湯森林管理署	総括森林整備官	
森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所	主幹	
九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	企画課長	オブザーバー
九州電力(株)宮崎水力センター		〃
宮崎県 県土整備部 建築住宅課		〃
宮崎土木事務所		〃
宮崎県 環境森林部 自然環境課		〃
森林経営課		〃
宮崎県 農政水産部 農村計画課		〃
農村整備課		〃
中部農林振興局		〃

西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1) 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、西都・児湯地区の一ツ瀬川流域など5河川における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2) 台風などの豪雨による土砂災害の甚大な被害に対処するため、被害を軽減する具体的方策の検討などの地域との連携による土砂災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 3) 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して

実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 2) 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4) その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

- 2 事務局は、宮崎県西都土木事務所、高鍋土木事務所とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この規約は、令和4年3月23日から施行する。

附則

この規約は、令和5年3月30日から施行する。

附則

この規約は、令和6年5月30日から施行する。

附則

この規約は、令和8年5月29日から施行する。

別表－ 1

西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会 委員名簿

機 関 名	所 属 等
気象庁 宮崎地方气象台	台長
宮崎県 総務部 県土整備部 西都土木事務所 高鍋土木事務所	危機管理局長 兼危機管理課長
	河川課長
	砂防課長
	所長
	所長
新富町	町長
川南町	町長
都農町	町長
西都市	市長
西米良村	村長
宮崎市	市長

○事務局 宮崎県 西都土木事務所
高鍋土木事務所

別表－ 2

西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会 幹事名簿

機 関 名	所 属 等
気象庁 宮崎地方气象台	防災管理官
宮崎県 総務部危機管理局 県土整備部 西都土木事務所 高鍋土木事務所	危機管理課長補佐
	河川課長補佐
	砂防課長補佐
	都市計画課長補佐
	総務課長
	河川砂防課長
	西米良駐在所長
	総務課長
	工務課長
新富町	総務課長
	都市建設課長
川南町	総務課長
	建設課長
都農町	総務課長
	建設課長
西都市	危機管理課長
	建設課長
西米良村	総務課長
	建設課長
宮崎市	危機管理課参事兼課長
	<u>土木課長</u>
	佐土原・農林建設課長
	警防課長

○ 事務局 宮崎県 西都土木事務所
高鍋土木事務所

